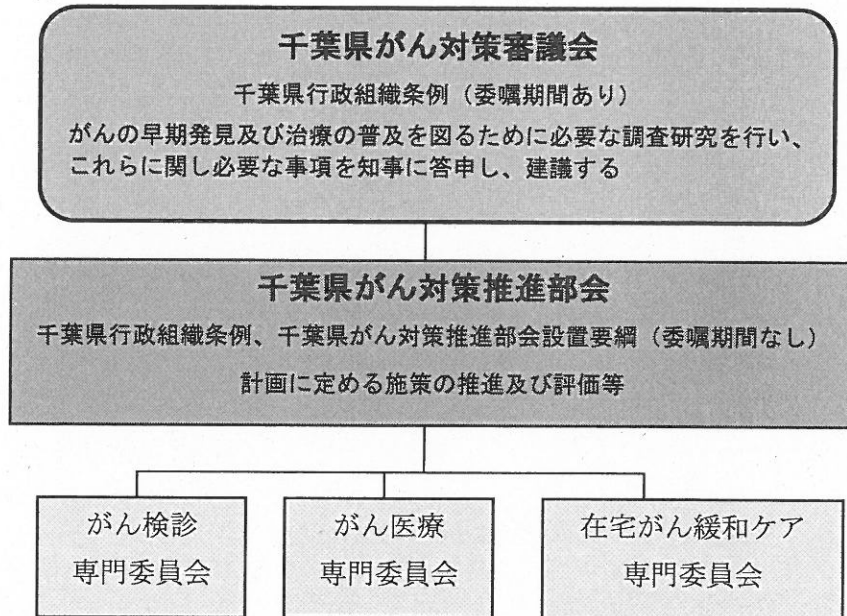
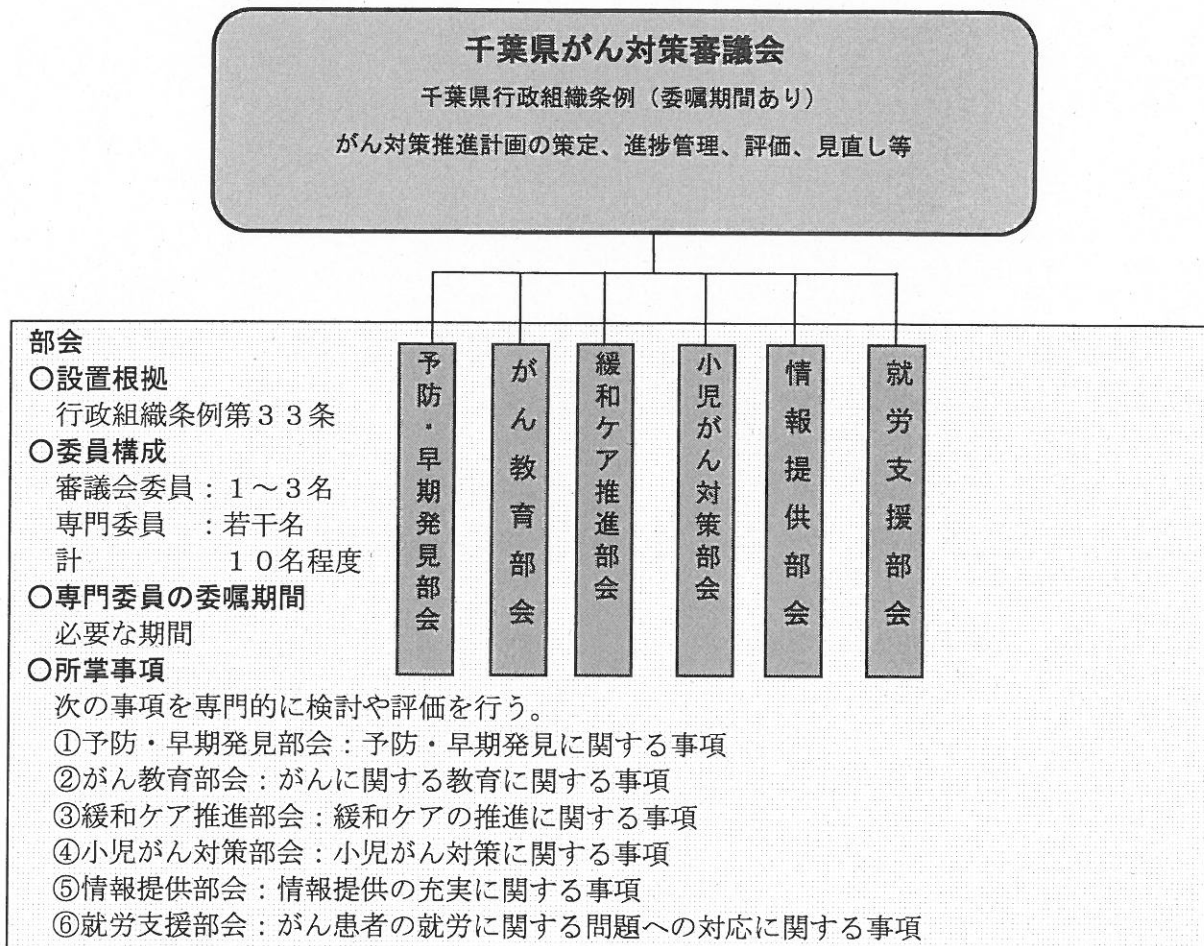


千葉県のがん対策推進体制について

<これまでの推進体制>



<新たな推進体制>



千葉県がん対策審議会の下に設置する部会

1 部会の設置

○下表のとおり審議会の下に6つの部会を設置する。

○各部会の委員は、がん対策審議会委員及び専門委員の中から、審議会会長が指名する。各部会に部会長を置く。必要に応じて、参考人を招へいし、意見を求めることができる。必要に応じてオブザーバーの参加を認める。各部会の事務は、千葉県健康福祉部健康づくり支援課が行う。各部会の議事は、公開とする。

2 審議会のもとに設置する推進体制と施策との関係

施策の体系			
大項目	中項目	小項目	
1 予防・早期発見	(1) 予防	①たばこ対策	予防・早期発見部会 (設置の趣旨) ・県生活習慣病検診等管理指導協議会として、がん検診の実施に併せて精度管理及び事業評価を行い、現状のがん検診が正しく行われているか検証する。 ・市町村、検診関係機関等と連携し、戦略的な普及啓発を検討する。 ・市町村、検診関係機関等と連携し、より有効な検診方法等を検討する。
		②生活習慣等の改善	
		③がん予防の知識の普及啓発	
	(2) 早期発見	①がん検診の受診率の向上 ②がん検診の精度管理の向上	
		個別のがんに対する特徴的な予防・早期発見	
		(4) がんに関する教育	がん教育部会 (設置の趣旨) ・子どもの頃から、がんに関する正しい認識を持つことは非常に重要。がんに関する教育について、教育現場からは講師の派遣や指導用教材を要望する声もある。 児童・生徒へのがんに関する正しい知識の普及のための方策、教育関係者の理解の促進のための方策を検討する。
2 医療	(1) がん医療	①がん診療連携拠点病院及び千葉県がん診療地域医療連携システムの構築	○県がん診療連携協議会に、随時意見を求め、具体策の検討・推進を付託する。
		②手術・放射線及び化学療法の設備・体制の充実とチーム医療の推進	
		③がん医療を担う人材育成	
		④口腔ケアに関する医科歯科連携の推進	
(2) 緩和ケアの推進	①がんと診断された時からの緩和ケアの推進	緩和ケア推進部会 (設置の趣旨) ・がん患者は診断時からさまざまな苦痛を抱えており緩和ケアは切れ目なく提供される必要がある。また、がん患者アンケートで7割の方が在宅療養を望んでおり、本県の医療事情から見ても在宅緩和ケアの充実が必要。	
	②終末期の緩和ケアの推進		
		(3) 小児がん等の対策	小児がん対策部会 (設置の趣旨) ・がんは小児の病死原因の第1位。 ・患者は、専門的な医療機関などの情報が少なく、適切な診断、治療を受けることに懸念があることや、合併症をはじめ治療終了後の障害の問題などを抱えており、長期にわたる支援が必要と指摘されている。 ・小児がん拠点病院での専門的な治療を行った後は、患者に対する身近な地域での治療の継続や療養等のフォローアップが必要。
3 相談・情報提供・患者の生活支援	(1) 相談支援・情報提供	①相談支援の充実	○県がん診療連携協議会に、随時意見を求め、具体策の検討・推進を付託する。
		②情報提供の充実	
	(2) 患者の生活支援	①食と栄養のトータルケア	○県がんセンター、国立がん研究センター東病院、千葉大学医学部附属病院での取組みを踏まえ、事務局で具体策を検討し推進する。
		②がん患者の就労に関する問題への対応	
4 研究等	(1) 研究	①基礎研究・橋渡し研究の推進	○県がんセンター、国立がん研究センター東病院、千葉大学医学部附属病院での取組みを踏まえる。
		②臨床研究(臨床試験・治験等)の促進	
		③将来のがん予防のための疫学研究の推進	
	(2) がん登録の推進及び活用	①地域がん登録	○事務局で具体策を検討し推進する。
		②院内がん登録	○県がん診療連携協議会に、随時意見を求め、具体策の検討・推進を付託する。